



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第231号 令和2年8月14日発行

目次

【告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|-----|--|--------------------|
| 512 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件 | 環境管理課 |
| 513 | 徳島中央広域連合規約の変更を許可した件 | 地方創生局 市町村課 |
| 514 | 指定居宅サービス事業者を指定した件 | 長寿いきがい課 |
| 515 | 指定介護予防サービス事業者を指定した件 | 同 |
| 516 | 歳入の徴収の事務を私人に委託した件 | 農林水産基盤整備局 生産基盤課 |

徳島県告示第五百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年八月十四日から

令和二年九月四日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百十三号

徳島中央広域連合から申請のあった徳島中央広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定に基づき、令和二年八月六日許可した。

令和二年八月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第五百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年八月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 指定居宅サービス事業者 | | 指定居宅サービス事業を行う事業所 | | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------|-------------------|------------------|---------------------|--------------------|----------|
| 医療法人敬和会 | 小松島市坂野町字平田一八番地の二 | デイサービスセンターなごみ | 阿南市羽ノ浦町岩脇神代地一〇〇番地の一 | 通所介護 | 令和二年八月一日 |
| 徳島健康生活協同組合 | 徳島市下助任町四丁目九番地 | 健生阿南デイサービスセンター | 同 津乃峰町新浜一三 | 同 | 同 |
| さくら合同会社 | 阿波市吉野町西条字大西一三一番地一 | リハビリセンターさくら | 阿波市吉野町西条字大西一三一番地一 | 同 | 同 |
| 株式会社エーシングアシスト | 徳島市住吉一丁目四番三三三号 | 福祉用具の店マザー | 徳島市両国本町二丁目一六 | 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 | 同 |

徳島県告示第五百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年八月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| | | | |
|--------------------|------------|--------------|-------------------|
| 指定介護予防サービス事業者 | | 名 称 | 株式会社エージングアシスト |
| 指定介護予防サービス事業を行う事業所 | | 所 在 地 | 徳島市住吉二丁目四番三三号 |
| サービスの種類 | | 名 称 | 福祉用具の店マザー |
| 指定年月日 | | 所 在 地 | 徳島市両国本町二丁目一六 一 |
| サービスの種類 | 介護予防福祉用具貸与 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同 |
| 指定年月日 | 令和二年八月一日 | | |

徳島県告示第五百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を徳島県漁港漁場協会に委託した。

令和二年八月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）第十条第一項に規定する使用料の徴収の事務